

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例

って知っていますか？

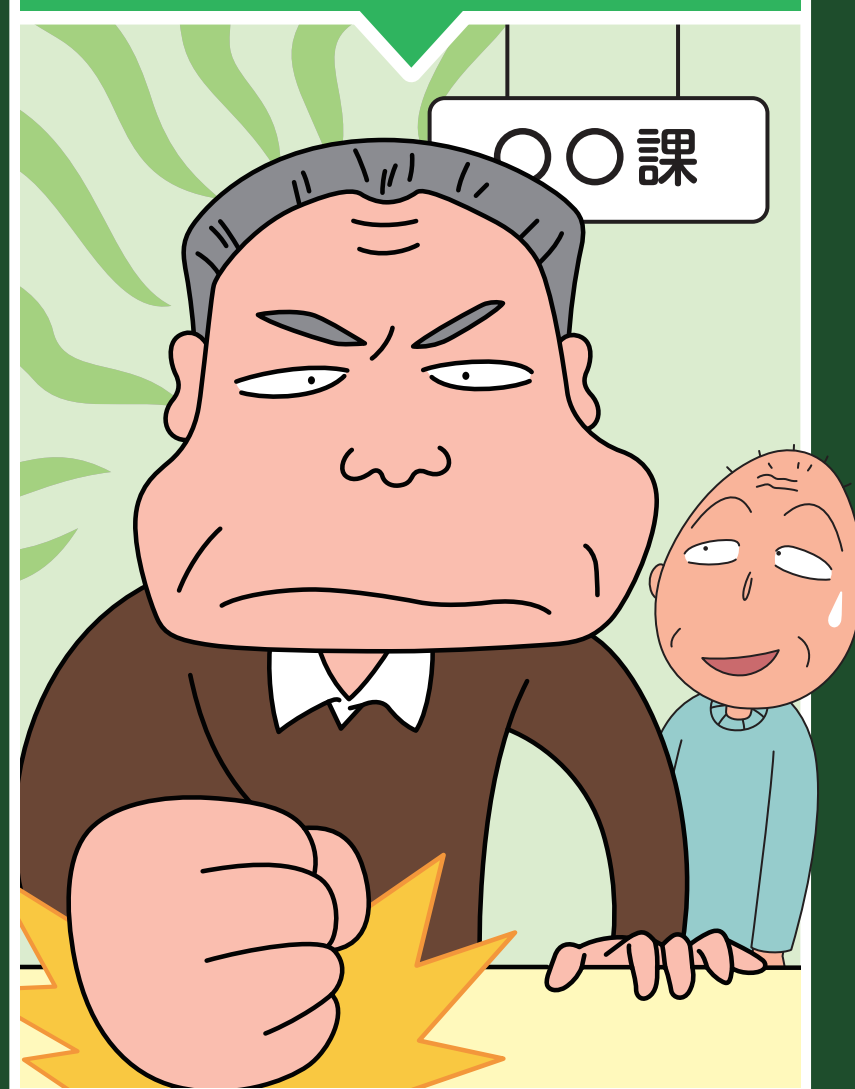
人格を否定する
言動



電話等での拘束、
わいせつな言動



長時間の居座りや
つきまとい



SNSでの
精神的な攻撃や
中傷



こうした行為で**就業者の就業環境を害すると、**
カスハラに該当する可能性があります。

このほか、就業者への身体的・精神的な攻撃、威圧的言動、土下座の要求、執拗な（継続的な）言動や差別的・性的言動、就業者個人への攻撃や嫌がらせ、過度な商品交換・金銭補償・謝罪・その他不可能な行為や抽象的な行為の要求もカスハラに該当すると考えられます。

思いやり先生

働く人への意見や要望の
伝え方を工夫するなど、
積極的にカスハラの防止に
努めましょう。

